

決 議

東京・名古屋・大阪の三大都市圏を超高速で結ぶリニア中央新幹線は、全国新幹線鉄道整備法に基づき整備が進められる国家的プロジェクトである。

昭和48年には、同法に基づく基本計画で主要な経過地として『奈良市附近』と定められ、平成23年5月に決定された整備計画でも改めて『奈良市附近』が主要な経過地として明記されている。

こうした中、政府において、財政投融资の活用・工夫により、リニア中央新幹線の全線開業を最大8年間前倒しするとの方針のもと、財務面や法制面の手当てが進んでおり、この動きを大いに歓迎するものである。

今後、名古屋より西側の各県は、この動きに的確に呼応するため、速やかに地元の協力体制の構築やリニア駅へのアクセス及び駅周辺のまちづくりの検討を進め、円滑な工事着工へとつなげていく必要があり、そのためには、財政的・法制的な措置のみならず、ルートや駅位置の確定、一日も早い全線開業につながる環境影響評価手続きの早期着手が必要である。

よって、我々は、この動きを捉え、リニア中央新幹線の効果を、東海道新幹線と北陸新幹線と相まって、関西全体の、ひいては本州の太平洋側から日本海側までの地域全体の発展に最大限生かすため、次の事項について一致協力して強力な運動を展開するものとする。

1 「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良ルートの早期確定

- (1) 「奈良市附近」駅周辺でのまちづくりの具体的な検討や事業促進に向けた環境整備を着実に図られるよう、駅位置・ルートを早期に確定すること。
- (2) 「奈良市附近」の駅位置は、リニア効果が県南部さらには紀伊半島全体に及ぶよう交通結節性の高い位置とすること。
- (3) 「奈良市附近」の駅位置及び三重・奈良ルートを早期に確定するため、速やかに名古屋～大阪間の環境影響評価手続きに着手すること。

2 県内への車両基地の設置

名古屋～大阪間の車両基地は、大阪のターミナル駅の近傍である奈良県内へ設置すること。

3 早期事業化による一日も早い全線開業

- (1) リニアの効果が広く全国に行き渡るよう、間を置くことなく名古屋～大阪間の早期事業化を図り、一日も早い全線開業を目指すこと。
- (2) そのため、事業の進行管理に万全を期し、まずは8年間前倒し（平成49年の全線開業）を確実にものとする。

以上、決議する。

平成29年5月23日

リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会